

## 入札公告

総合評価方式による制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び阿賀野市財務規則（平成16年阿賀野市規則第55号）第142条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月24日

阿賀野市長 田中 清善

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 建第26号  
袖ノ葉線ほか（下福岡工区）消雪パイプ更新工事
- (2) 工事場所 阿賀野市 下福岡 地内
- (3) 工期 200日間
- (4) 工事概要 消雪パイプ更新  $\Sigma L=588.7m$   
散水管設置工  $L=553.0m$   
送水管設置工  $L=35.7m$ （うち送水管立上  $L=1.2m$ ）  
土工・撤去工 一式（撤去  $L=553.0m$ ）

(5) 入札方式

本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式【簡易（実績型）】で行う。

(6) 低入札価格調査制度 適用する。

本件は、阿賀野市低入札価格調査制度実施要綱に定める低入札価格調査制度を適用する。調査基準価格を下回り最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）は、市が指定した日時までに低入札価格調査に必要な書類を提出し、調査に応じなければならない。

最低価格調査入札者については、調査を行った上で落札者とするか否かを決定する。なお、最低価格入札者は、調査の結果により落札者とならない場合がある。

### 2 入札に参加する者に必要な資格要件

公告日現在で阿賀野市入札参加資格者名簿（令和5・6年度）に登録され、下記の要件をすべて満たしていること。

(1) 業種、ランク

規則第141条の3に規定する有資格者名簿の土木一式工事に登録され、A又はB等級に格付けされている者であること。

(2) 地域要件

阿賀野市内に主たる営業所を有する者であること。

(3) 建設業の許可

建設業法第3条の規定による土木工事業の許可を有していること。

なお、総額4,500万円以上を下請契約して工事を施工させる場合は、特定建設業の許可を有していること。

(4) 配置技術者

建設業法第26条に規定する技術者を配置すること。

- また、その技術者は自社と直接的かつ恒常的な雇用関係が3箇月以上あること。
- (5) 施行令第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
- ア 申請日から入札日までの中で、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領に基づき指名の停止を受け、その停止期間中の者。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされている者。
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされている者。
  - エ 自社又は自社の役員等（営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、阿賀野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者。若しくは社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 当該入札に参加する他の者との間に次の資本関係又は人的関係がないこと（組合及び共同企業体を含む）。

【資本関係】

- 子会社等と親会社等の関係にある場合〔左記の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2の規定による。以下同様。〕
- 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

【人的関係】

- 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合  
※ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社である場合を除く。※ただし、監査役（会社法第2条第11号の2の規定による）や社外取締役（会社法第2条第15号の規定による）等は除く。
- 一方の会社等の役員が、他方の会社等において民事再生又は会社更生手続中の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された者）を兼ねている場合
- 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合】

- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

### 3 入札参加資格申請及び技術資料の提出等

入札参加を希望する者は、次の書類を持参により提出すること。

(1) 一般競争入札参加申請及び技術資料

- ア 一般競争入札参加申請書（第1号様式）
- イ 企業の技術力・地域性確認資料（様式第1号）
- ウ 配置予定技術者の能力確認資料（様式第2号）
- エ 総合評価方式評価項目（別表）
- オ 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し
- カ 建設業許可の写し

※「別表\_総合評価【簡易実績型】{企業・技術者工事成績試算シート}」も併せて提出すること。

(2) 提出期限 令和5年7月28日（金）午後3時まで（土日、祝日を除く。）

- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出場所 阿賀野市総務部管財課
- (5) 入札参加資格の適否

参加資格要件を満たさない者、技術資料による加算点が0点に満たない者など、入札参加資格を有しないと決定したときは、令和5年7月31日(月)午後3時までに通知する。

- (6) その他
  - ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - イ 提出された書類は、返却しない。

#### 4 入札日

- (1) 日 時 令和5年8月3日(木) 午前9時から(予定)

入札時刻の詳細は7月31日までに阿賀野市ホームページ(下記URL)へ掲載します。必ずご確認ください。

【 [https://www.city.agano.niigata.jp/sangyo\\_business/nyusatsu\\_keiyaku/5126.html](https://www.city.agano.niigata.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/5126.html) 】

阿賀野市競争入札執行事務要領8の(4)のとおり入札書を提出しない者は入札を辞退したものとします。

- (2) 会 場 阿賀野市役所 保健センター2階研修室

- (3) 提出書類

- ア 入札書

- イ 工事費積算内訳書

※工事内訳書に法定福利費内訳(健康保険料、厚生年金保険料等)を記載する場合は、請負契約締結後の請負代金内訳書の提出の必要はありません。

- ウ 入札者を確認する書類

(代表者本人が入札するときは「名刺」、代理人のときは「委任状」)

- (4) その他

- ア 落札にあたり、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(その金額に1円未満の端数があるとき、当該端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

- イ 予定価格の制限の範囲内で入札者が不在のときは、再入札(1回)をその場で実施する。

#### 5 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問及び回答は、次により行う。

- (1) 質問締切 令和5年7月28日(金) 午後3時まで
- (2) 質問提出先 建設課 E-mail: [kensetu@city.agano.niigata.jp](mailto:kensetu@city.agano.niigata.jp)
- (3) 最終回答日 令和5年8月1日(火) 午後5時までにホームページにて公表します。
- (4) 現場説明会 現場説明会は行わない。
- (5) 総合評価方式に関する問い合わせ 管財課 E-mail: [kanzai@city.agano.niigata.jp](mailto:kanzai@city.agano.niigata.jp)

#### 6 入札保証金 免除する。

## 7 総合評価方式に関する事項

(1) 本工事の総合評価方式は、阿賀野市総合評価落札方式入札試行要領により行う。また、提出された技術資料に基づき、次式により評価値を算出し、評価値が最も高いものを落札者とする。

$$\cdot \text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札金額}) \times 100,000,000$$

評価値は、小数点第4位を四捨五入し、第3位止めとする。

$$\cdot \text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

技術評価点のうち、標準点は100点とし、入札参加者が「2 入札に参加する者に必要な資格要件」に掲げる競争に参加する者に必要な資格を満たす場合に与える。また、加算点は、提出された技術資料の内容を評価基準により評価した得点とし、最大20点を加算する。

(2) 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(3) 技術資料等の担保（ペナルティー）

ア 受注者の責により技術資料の評価基準が満足できない場合は、これに係る評点を0として加算点の再計算を行い、落札時の加算点との差に応じた工事成績評点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

$\alpha$  : 当初の加算点 (点)

$\beta$  : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

イ 受注者が、技術資料に事実と異なる虚偽の事項を記載し加算点を受けたときは、各付けの降級をすることができる。(阿賀野市建設工事入札等参加資格審査規程第11条第2項第1号)

ウ 入札参加申請時において提出された様式に記載された配置予定技術者及び施工計画の内容が、請負者の責により履行できない場合の措置は、阿賀野市総合評価方式試行要綱の運用基準第10号第1号により、工事成績評定点の減点を行うものとする。

(4) 総合評価方式の評価項目（別表）

① 企業の技術力	ア:同種工事の実績 イ:工事成績 ウ:優良工事表彰
② 配置予定技術者の能力	ア:配置予定技術者の能力 イ:同種工事の実績 ウ:工事成績 エ:優秀技術者表彰等
③ 地域貢献度	ア:災害協定等の有無 イ:維持管理実績
④ 地域精通度	ア:地域調達
⑤ 担い手育成・確保	ア:若手技術者の配置 イ:WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進

(5) その他

ア 落札者の公表

落札決定については入札参加者へ通知するとともに、掲示板、ホームページで公表する。

イ 落札者の決定及び公表は、令和5年8月9日（水）までに行う予定としている。

ウ 落札しなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（土日、祝日を除く。）以内に、書面により落札できなかった理由について説明を求めることができる。

## 8 契約条件

- (1) 契約保証金 請負契約における契約の保証等に関する取扱要領第1条の規定による。
- (2) 前払金 建設工事請負基準約款第35条第1項の規定による。
- (3) 中間前払金 建設工事請負基準約款第35条第2項の規定による。
- (4) 部分払 建設工事請負基準約款第38条の規定による。
- (5) 議会の承認 議会の承認案件でない。
- (6) その他 落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合、その落札は効力を失い、損害賠償金として当該入札の契約額となった金額の100分の5を阿賀野市に納付しなければならないものとする。

## 9 問い合わせ先

阿賀野市役所（〒959-2092 阿賀野市岡山町 10-15）

総務部管財課管財係 電話 0250-62-2525 Fax0250-61-2037

E-mail kanzai@city.agano.niigata.jp